

フリーローン（一般型C）融資要項（統一版）

1. 貸付対象者

- (1) 農協の営業地区内に在住または在勤の者であること。
- (2) 貸付時年齢が満 20 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満であること。^(補足)

【補足】

- ・年齢は全て貸付実行（予定）日を基準とする。

- (3) 継続して安定した収入があること。

【特認事務】

- ・所得証明書は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書または課税証明書、自営業者は納税証明書または確定申告書の受付印のあるもの）を原則とするが、農業者は農協発行の所得証明書、給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票でも可とする（ただし、手書きの場合は勤務先の証明印が押印されたものに限る）。
- ・勤続1年未満の場合は、直近3か月分の給与支払明細書を受領する。なお、賞与が支給されている場合には賞与支払明細書も受領する。
- ・ただし、申込金額 100 万円未満の場合は所得証明書は不要とする。

- (4) 信用状況に不安がないこと。^(補足)

【補足】

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。

- (5) 貸付自粛対象者ではないこと。^(補足)

【補足】

- ・貸付自粛対象者ではないこととは、個人信用情報機関の情報において貸付自粛情報（自粛対象者の氏名、住所、生年月日その他自粛対象者を識別できる事項ならびに貸付自粛の申告があった旨およびその年月日その他信用情報機関が定める事項を内容とする情報）が登録されていないこと。

2. 資金使途

生活に必要な一切の資金（他金融機関・信販会社等の借換を含む）および事業性資金であること。ただし、負債整理資金、所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金は除く。^(補足) なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができる。

【補足】

- ・他金融機関・信販会社等からの借入金を借換する場合（以下「まとめ借換」という。）は、借入申込者の経済的なメリット（①借換後の金利が借換前を上回らない、②約定返済により段階的に残高が減る、③借換後の1か月の返済負担額が借換前を上回らない、④担保・保証の要件が緩和される等）があること、および負債整理資金に該当しないことを確認すること。
- ・資金使途がまとめ借換である場合には、返済予定表等の提出を求める。また、まとめ借換見合いの実行金については対象金融機関の口座に振り込む。
- ・借換の場合は他金融機関・信販会社等で利用中のローンの返済予定表（写）および残高証明書（写）または通帳（写）（直近3か月以上）の提出を受ける。

3. 貸付金額

10万円以上500万円以内（1万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。

- (1) 所要額の範囲内であること。
- (2) 組合員以外の個人に対する本ローンを含む小口資金の総与信額が理事会で定める限度額の範囲内であること。

4. 貸付期間

6か月以上10年（120か月）以内であること。

5. 貸付金利

農協所定の利率とし、次のいずれかの金利種類であること。^(補足)

- (1) 固定金利型
- (2) 変動金利型

【補足】

- ・貸付金利は、保証料率（後取・分割）も含め設定する。なお、保証料率は申込時に保証会社の審査にて決定される。

6. 担 保

担保は設定しない。

7. 保 証

三菱UFJニコス株式会社の保証が付されていること。

8. 貸付方式

証書貸付とする。

9. 貸付実行日

任意の日とする。

10. 元利金の返済方法

- (1) 元利均等返済とし、毎月返済方式または特定月増額返済方式^(補足)であること。ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、貸付金額の50%以内(1万円単位)であること。
- (2) 返済日はあらかじめ農協が定めた特定の日とする。
- (3) 一部繰上返済は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とする。
- (4) 全額繰上返済は、任意の日に行えるものとする。

【補足】

- ・特定月増額返済方式とは、毎月返済方式に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する方式のこと。

11. 遅延損害金

農協所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

12. その他

この要項に別段の定めがないものについては、この農協の約款、信用事業規程ならびに信用事業方法書および貸出事務手続(統一版)等の定めるところによる。

三菱UFJニコス株式会社の保証に関する事項については、同社の諸規定等による。